

事 務 連 絡
2007年（平成19年） 9月6日

指定居宅介護支援事業者 様

月途中で要支援状態区分に変更が生じた場合の
介護予防通所系サービスの算定について

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただき
お礼申し上げます。

さて、標記の内容について、神奈川県高齢福祉課介護保険指導班に確認しま
したのでお知らせいたします。要支援者の給付管理を行う際に、ご参考くださ
い。よろしく願いいたします。

なお、指定介護予防支援事業者には8月22日にお知らせをしています。

以 上

事務担当：藤沢市役所福祉健康部
介護保険課（新館2階）
総務・給付担当

TEL 25 - 1111（内線）3141

FAX 23 - 5174

